

横浜市立大口台小学校PTA規約

第1章 総則

(名称および事務局)

本会は横浜市立大口台小学校 PTA と称し、事務局を横浜市立大口台小学校(以下「本校」という。)におく。

(会員)

第1条 本会の会員は、本校児童の保護者および教職員とする。

第2条 本会の会員は、神奈川区 PTA 連絡協議会および横浜市 PTA 連絡協議会の会員となる。

(目的)

第3条 本会は、家庭と学校の連絡を密にし、本校教育の充実と発展に寄与し、児童の健全な成長、会員の教養の向上および相互の親睦を図ることを目的とする。

(活動)

第4条 本会は、前条に定める目的達成のため、次の活動を行う。

1. 家庭、学校、地域の緊密な連携によって、児童福祉の増進と生活環境の整備および向上に関わる活動
2. 会員相互の教養を高め、互いに研鑽するための活動
3. 会員の親睦を深め、地域活動を盛んにする活動
4. 学校教育環境の整備・改善を図るための活動
5. その他、本会の目的達成に必要な活動

(方針)

第5条 本会は、前条の目的にそって活動するが、学校の人事・運営には干渉しない。また、営利的・政治的・宗教的活動は一切行わない。

第2章 役員等の構成および選出

(構成)

第6条 本会には、次の役員および会計監査をおく。

1. 会長 1名 (保護者)
2. 副会長 2~4名 (保護者)
3. 会計 2名 (保護者1名・副校長1名)
4. 書記 3~4名 (保護者2~3名・教職員1名)
5. 会計監査 2名 (保護者)
6. 会計補佐 1名 (保護者かつ前年度会計)

(任期)

第7条 役員および会計監査は4月1日に就任し、役員の任期は1年、会計監査の任期は2年とする。会計は任期満了後、会計補佐に就任する。ただし、教職員を除き同一役職2年を超えて就任することはできない。また、会計監査を除き、役職が決定しない場合は再任を妨げない。

(任務)

第8条 役員および会計監査の任務は、次のとおりとする。

1. 会長は、本会を代表し、会務を統括する。また、本会の資産を管理する。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長不在の場合は、その任務を代行する。
3. 会計は、本会のすべての経理を管理担当し、その結果を総会で報告する。
4. 書記は、総会ならびに実行委員会・役員会の議事の記録・保管にあたり、各種会合の連絡通知をする。
5. 会計監査は、必要に応じて本会の会計を監査し、その結果を総会で報告する。
6. 会計補佐は、会計が円滑に行われるよう会計を補佐する。

(兼務)

第9条 役員・会計監査の兼務は、これを認めない。

(欠員)

第10条 年度の途中で、保護者が務める役員もしくは会計監査に欠員が生じた場合は、実行委員会の協議によって、これを補う。任期は前任者の残任期間とする。

(指名委員会)

第11条 指名委員会は、常任委員会より各2名、教職員より1名、役員より2名、それぞれ推薦された9名によって構成し、正・副委員長をおく。その活動は、選出のための総会をもって終了とする。常任委員会の構成と役割は、細則に定める。

(選出)

第12条 役員および会計監査の選出は次の方法による。

1. 指名委員会および会員は、役員および会計監査の候補者を推薦することができる。
2. 指名委員会は、本人の同意を得て、候補者の氏名を選出の7日前までに全会員に発表しなければならない。
3. 役員および会計監査の選出のための総会は、その期日の10日前までに全会員に通知しなければならない。
4. 役員および会計監査の選出は、第3章第15条2項によって行う。

第3章 機関とその役割

(機関)

第13条 本会には、次の機関をおく。

1. 総会
2. 役員会
3. 実行委員会
4. 常任委員会
5. 特別委員会

(総会)

第14条 総会は全会員をもって構成する本会の最高議決機関であり、次の事項を議決する。

1. 年度始め総会
2. 前年度の年間事業報告
3. 前年度の決算報告の承認
4. 年間事業計画
5. 年度予算計画の審議
6. その他重要事項（会費の変更や規約の改廃など）の審議
7. 年度末総会
8. 役員および会計監査の選出
9. その他重要事項（会費や規約の変更など）の審議

(総会の運営)

第15条 第16条 総会の運営は、次のとおりとする。

1. 総会は、委任状を含めて、会員の5分の1以上の出席をもって成立する。
2. 議長は、出席委員の中から選出する。
3. 議決は、出席会員の過半数の賛成を必要とする。
4. 総会の召集は、原則として会長が行う。

(臨時総会)

第16条 会長が必要と認めた場合、または会員の5分の1以上の要求があった場合に臨時総会を開くことができる。なお、緊急を要する場合は、実行委員会をもって臨時総会に代えることができる。ただし、その場合の決定事項は、別途、総会に報告する。

(役員会)

第17条 役員会の運営は、次のとおりとする。

1. 役員は、会長・副会長・会計・書記・校長・副校長で構成する。
2. 役員会は、必要に応じて開催し、実行委員会の議事を事前に整理する。

(実行委員会)

第18条 実行委員会は、総会に次ぐ議決機関であり、その運営は次のとおりとする。

1. 本会の役員、常設委員会の正・副委員長、校長、副校長で構成する。
2. 実行委員会は、構成員の過半数の出席をもって成立する。
3. 実行委員会の議事は、出席者の過半数の賛成を必要とする。
4. 実行委員会の召集は、会長が必要と認めたとき、または構成員の4分の1以上の要求があったとき開催する。
5. 実行委員会は、次の事項を審議・立案する。
6. 総会に提出する報告書・議案の議決
7. 第1章第4条に掲げる本会の目的を達成するための事業計画
8. 常任委員会から提起された諸問題の議決
9. 常任委員会の立案した活動計画の議決
10. 常任委員会、特別委員会の設置に関する議決
11. 役員・会計監査・委員長等に欠員が生じた場合の補充
12. その他、細則の決定など、本会の運営上必要な事項

(常任委員会)

第19条 本会の事業を遂行するために常任委員会を設置し、その運営は次のとおりとする。

1. 常任委員会には、次の委員会をおく。
 - ア 学年保健給食委員会
 - イ 広報委員会
 - ウ 校外指導委員会
2. 各常任委員会には、正・副委員長をおく。
3. 委員長は、必要に応じて会議を開き、これを運営する。
4. 委員長は、委員会を統括し、副委員長は委員長を補佐し、不在の場合は代行する。
5. 各常任委員会はいかなる事業計画も、実行委員会に諮らなければならない。
6. 常任委員会の委員および正・副委員長の選出は、細則に定める。
7. 常任委員会の職務は、細則に定める。

(特別委員会)

第20条 特別委員会は、実行委員会が必要と認めた場合、または会員の5分の1以上の要求があった場合に開催することができる。

第4章 会計

(経費)

第21条 本会の運営に掛かる経費は、会費、寄付金およびその他の収入をもってこれに充て、総会で承認を受けた予算に基づいて執行される。

(会費)

第22条 本会の会費は、月額代表児童および教職員 500 円、第二子以降 200 円とする。

(会費の納入)

第23条 会費は5月および11月に6か月分ずつを納入することとする。但し、転入児童については、本校への転入月より、転出児童については転校月まで納入することとする。

(会計年度)

第24条 本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。ただし、4月1日から年度始め総会までは、暫定予算を設けることができる。

(会計監査)

第25条 会計の決算報告は、会計監査を経て総会に報告し、第3章第15条1項によって行う。

第5章 補 則

(規約の改正)

第26条 本規約は、実行委員会の審議を経て、総会において出席会員の3分の2以上の同意を得なければ改正することはできない。ただし、改正案は総会の少なくとも1週間前に会員に知らせておかなければならない。

(細則の制定)

第27条 本会の運営に関して必要な細則は、この規約に反しない限りにおいて、実行委員会の議決を経て決定する。実行委員会は細則を制定、または改廃した場合には、その結果を次期総会に報告しなければならない。

第6章 付 則

(規約の改正)

第28条 本規約は昭和45年4月1日より実施する。

- | | | |
|-----------------------|--------------|--------|
| ・ 本規約は昭和58年3月1日に一部改正 | 同年4月1日より実施 | 一部即日実施 |
| ・ 本規約は昭和59年3月1日に一部改正 | 同年4月1日より実施 | 一部即日実施 |
| ・ 本規約は平成5年3月3日に一部改正 | 同年4月1日より実施 | 一部即日実施 |
| ・ 本規約は平成9年2月21日に一部改正 | 同年4月1日より実施 | |
| ・ 本規約は平成11年2月26日に一部改正 | 同年4月1日より実施 | |
| ・ 本規約は平成12年2月17日に一部改正 | 同年4月1日より実施 | |
| ・ 本規約は平成13年2月21日に一部改正 | 同年4月1日より実施 | |
| ・ 本規約は平成15年5月19日に一部改正 | 同年5月19日より実施 | |
| ・ 本規約は平成17年3月22日に一部改正 | 同年4月1日より実施 | |
| ・ 本規約は平成20年3月6日に一部改正 | 同年4月1日より実施 | |
| ・ 本規約は平成20年5月14日に一部改正 | 同年5月15日より実施 | |
| ・ 本規約は平成21年2月10日に一部改正 | 同年4月1日より実施 | |
| ・ 本規約は平成23年2月7日に一部改正 | 同年4月1日より実施 | |
| ・ 本規約は平成24年3月8日に一部改正 | 同年4月1日より実施 | |
| ・ 本規約は平成25年3月12日に一部改正 | 同年4月1日より実施 | |
| ・ 本規約は平成26年2月5日に一部改正 | 同年4月1日より実施 | |
| ・ 本規約は平成27年5月14日に全部改正 | 同年4月1日より実施 | |
| ・ 本規約は平成28年5月19日に一部改正 | 同年即日より実施 | |
| ・ 本規約は令和元年5月16日に一部改正 | 令和2年4月1日より実施 | |

細 則

1. 年度末総会は実行委員会で協議の上、必要に応じて紙面に代えることができる。
2. 常任委員会の委員の選出は次の方法による。
3. 学年保健給食委員会、広報委員会
各学年から2名を選出する。
4. 校外指導委員
若干名を地区毎に選出する。
1年生・3年生・5年生から2名ずつ選出する。
5. 教職員はそれぞれ各委員会に所属する。

6. 委員長 保護者 1 名、副委員長 保護者 2 名を互選により定める。
但し、副委員長の人数は、実行委員会の議決を得て変更できる
7. 常任委員会は各委員長が召集する。役員および校長、副校長はこれに参加することができる。
8. 常任委員会の任務は次のとおりとし、活動内容は各委員会の自主的設定によるものとする。
9. 学年保健給食委員会
ベルマークの整理・推進、校舎内の美化・清掃、学校給食の改善・向上、学校保健委員会への協力
10. 広報委員会
広報誌の編集発行などを通じた会員への情報提供
11. 校外指導委員会
通学路の安全点検、スクールゾーン協議会への提起、学校・家庭・地域連携事業との連携
12. 指名委員会の構成と役割は次の通りとする。
13. 指名委員の構成
指名委員は常任委員会から選出された 2 名ずつ 6 名、および教職員 1 名、役員 2 名の計 9 名で構成する。
常任委員会 6 名の中から委員長 1 名、副委員長 2 名を選出する。
14. 発足と解散
指名委員は 4 月の正副委員長決定の際に選出され、委員長による召集のもと 9 月初旬から中旬に委員会を発足する。指名委員会は年度末総会にて次年度役員が承認された後に解散する。候補者に何らかの事情で欠員が発生した場合は、指名委員長は委員を再召集し、委員会を再度発足させて欠員補充の活動を行う。
15. 指名委員会の役割と活動方針
指名委員会は次年度役員および会計監査の候補者の選出と推薦を任務とする。
指名委員会は実行委員会および常任委員会、さらには役員から独立した機関であり、活動においては何ものにも干渉されない。
16. 候補者選出の責務と守秘義務
指名委員会は役員候補者の選出において守秘義務を負う。活動の際には会員から提出を受けた「PTA 委員希望カード」の情報を下記の目的で利用する。なお、活動を行うにあたっては、これらの情報を役員と共有することができる。
 - ・ 委員を希望する年度や着任歴の確認
 - ・ 役員を受諾意思の確認のための通信連絡また、指名委員会は役員の任務を十分遂行できる候補者の選出に努めるとともに、選出過程を他に漏らしてはならない。
17. 免除
常任委員会の委員長・副委員長に 1 回分の着任歴がある場合は、2 回目以降の委員長・副委員長への就任を免除とする。ただし、立候補は、除く。さらに着任歴は、常任委員会で共有とする。

大口台小学校 PTA 慶弔規約規定

大口台小学校 PTA 実行委員会

本校 PTA はその構成員、これに準ずるものの禍福に際しては、この規定によって慶弔の意を表す。
適用範囲は、学校職員（校医、薬剤師を含む）と PTA 会員とする。

職員に関する慶賀

- | | |
|--------------------|----------|
| (1)結婚 | 10,000 円 |
| (2)子どもの誕生（第一子のみ適用） | 5,000 円 |

職員に関する見舞い

- | | |
|----------|---------|
| 10 日以上入院 | 5,000 円 |
|----------|---------|

職員に関する弔意

- | | | |
|-----------------|---------|----------|
| (1)本人もしくは配偶者の死亡 | 御供物及び香典 | 20,000 円 |
| (2)実父母、実子の死亡 | 御供物及び香典 | 10,000 円 |

会員に関する弔意

- | | | |
|------------------|---------|----------|
| (1)本人（児童の保護者）の死亡 | 御供物及び香典 | 20,000 円 |
| (2)児童の死亡 | 御供物及び香典 | 20,000 円 |
| (3)指導の兄弟姉妹の死亡 | | 5,000 円 |

注) いずれもクラス毎の香典は「無し」とする。
返礼品に関しても「受けない事」とする。

※規定の運用について

- (1)この規定の運用上、特に必要と認めたときは、役員会で協議の上実施する。
- (2)贈与を受けた者は金品の返礼はしない。

適用実施については、日時・氏名・内容を記録し、公平を期する。

※規定の改廃

- (1)役員会で発議した原案を実行委員会で審議決定し、発効する。
- (2)この規定は、平成20年5月15日より実施する。

※慶弔の通知、及び葬儀の参加について

- (1)祝意 その都度役員会で協議する。
- (2)見舞い 同上